

令和2年度 要望書回答書

【要望1】補助金等の概算払制度創設について

防府市では、自治会や地域自治会連合会の行う事業（防犯灯設置・ゴミステーション設置・集会施設建設・防災資機材購入・自治会保険）に対して、補助金等を交付する制度が設けられていますが、一部を除き事業費支払後に補助金等が交付されることから、事業を行う自治会等が一時的に補助金等相当額を立替える必要があります。

このことから、過去にはLED防犯灯への取替費を金融機関から借り入れた自治会もあり、現行の補助金等の交付制度は、資金的に余裕がない自治会等が事業の実施を躊躇する要因ともなっています。

については、補助金等の交付につき、次のとおり要望します。

- ①公共街路灯(防犯灯)設置・取替補助金、防犯灯電気料助成金、ごみ集積施設整備事業補助金、地区公共用施設補助金、自主防災組織育成事業補助金について、事業費を支払う前に自治会が補助金等を請求できる仮称「補助金等の概算払制度」を創設すること。
- ②地域自治会連合会に交付される自主防災組織育成事業補助金、自治会保険加入助成金についても、同様の制度を創設すること。

【回答】

このたび御要望いただいた補助金等に対する助成制度につきましては、円滑に事業実施ができるよう、概算払の追加の方向で見直しを行ってまいります。

なお、現時点で見直しを予定している制度は以下のとおりです。

制度名	所管部署
公共街路灯(防犯灯)設置・取替補助金	市民活動推進課
地区公共用施設補助金	
自治会保険加入助成金	
自主防災組織育成事業補助金のうち整備事業に要する経費	防災危機管理課
ごみ集積施設整備事業補助金	クリーンセンター

【要望2】ポイ捨てごみへの対策について

「防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例」は、市民が空き缶等（空き缶・空きビンその他の飲料容器・たばこの吸い殻・チューインガムのかみかす・紙くずその他これらに類するポイ捨ての対象になるすべての物）をポイ捨てする行為を禁止しています。

しかし、市内各所でポイ捨てが見受けられ、毎年7月に実施される市民一斉清掃や佐波川一斉清掃で回収されるごみの量は数トンにもおよび、地域ボランティア等の回収する量も加えると年間では膨大な量となります。

ついては、市民の一人ひとりが環境について考え行動するまちづくりを目指して、次のとおり要望します。

- ①ポイ捨て行為の抑止効果が期待できる「過料」等の規定を条例に追加すること。
- ②小中学校等の道徳授業において、一人ひとりが守るべき社会的規範を認識させ、環境について考え行動できる人づくりを実践すること。

【回答】

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨ては、一人ひとりのマナーの問題ですが、市では、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりに取り組むため、「防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例」を平成13年に制定し、ポイ捨て禁止看板やチラシの配布、市広報での周知、広報車での呼びかけ等を実施しております。

市といたしましては、ポイ捨てごみのない、きれいなまちづくりは、過料等によることなく、市民の皆様と協力して取り組むべきものと考えておりますので、引き続き、市民の皆様とともに、しっかりと取り組んでまいります。

次に、道徳授業につきましては、「特別の教科 道徳」の中に児童生徒の公德心を高める内容があり、各学校において児童の発達段階に応じて取り組んでいるところです。

同時に、環境について考え行動することができる、道徳的実践力を育成するためには、道徳科の授業だけでなく学校の教育活動全体を通じて行う必要がありますことから、例えば、コミュニティ・スクールの取組では、児童生徒が地域貢献活動として主体的にごみ拾い等を行っています。

今後も引き続き、あらゆる教育活動を通じて、児童生徒に環境美化に対する意識の高揚とふるさとを愛する心の育成に取り組んでまいります。

【要望3】 地区集会施設の耐震化支援について

自治会が所有・管理する地区集会施設（自治会館）は、地域コミュニティの活動拠点や災害時の地区一時避難場所など、多くの機能を持っています。

また、地区集会施設は、大地震等の災害発生時には地域住民の共助の場ともなることから、その建物には耐震性が求められています。

しかし、市内の地区集会施設の中には、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建物が存在し、耐震診断や耐震工事を行わないままでは避難場所として安心して利用できない状況にあります。

については、次のとおり要望します。

- ①自治会が所有・維持管理する地区集会施設のうち、地区一時避難場所として利用する昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の建物について、耐震診断を実施すること。
- ②地区一時避難場所として使用する地区集会施設については、新設（建替）や耐震化を伴う改造等について、地区公共用施設補助金制度における補助限度額を増額し、且つ補助率をアップすること。

【回答】

地区集会施設（自治会館等）は、公共性の高い施設として多くの機能を持っており、近年、日本各地で様々な災害が起こる中で、避難場所となるなど、その必要性は高まっています。そのような中、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建物も存在し、自治会が新築を行う際は多額の資金が必要となります。

については、指定避難所、指定緊急避難場所、地区一時避難場所として使用する地区集会施設を新築する場合には、令和4年度までに着手した施設について補助率50%、補助限度額500万円の補助をします。

また、金融機関からの借入金に対する利子補給を行うことにより、地区集会施設建設時の自治会の負担を軽減します。

【要望4】市民体育祭の在り方について

令和2年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、市民のスポーツへの興味・関心の高まりも当然、予想されるところです。

防府市では、「市民あげてのスポーツの日とし、スポーツの意義や楽しさを理解し、関心を深めると共に、市民の体力向上・生涯スポーツに寄与すること」を目的として防府市民体育祭が開催されていますが、長い歴史を持った大会も近年では、各種目に市内全地域の参加がないため、一部の市民が勝敗を競う大会となっています。

このような大会では、市民体育祭本来の目的に合致しているとは言えず、防府市自治会連合会としての大会後援も見直さざるを得ない状況にあります。

については、次のとおり要望します。

- ①種目にニュースポーツやパラリンピック競技等を取り入れるなどして、市民が誰でも参加して楽しめる大会に移行すること。
- ②市民から広く意見を募集し、種目決定や大会運営に取り入れること。
- ③参加地域の人的・経済的負担の軽減に配慮した大会とすること。
- ④令和2年度の開催については、無理な日程変更を行うことなく、移行準備のための期間として大会中止を含めた検討をすること。

【回答】

防府市民体育祭は、多くの市民の皆様が気軽にスポーツを楽しむことができ、参加しやすい大会となるように毎年検討を重ね、見直しを行っておりますが、昭和38年の開催から約60年が経過しており、市民体育祭を取り巻く様々な面で環境が大きく変化してきております。

このため、(仮称)市民体育祭検討委員会を早期に立ち上げ、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえながら、今後の市民体育祭の在り方や大会種目の内容、大会種目の決定方法、参加地域の負担軽減策、そして開催日の設定方法といった項目につきまして見直しを行ってまいります。

【要望5】市民の移動手段の確保対策について

高齢化が急速に進む現代は、公共交通に依存せざるを得ない市民が増えつつあり、また、地域公共交通は、高齢者のみならず障害者、小中高生などを含む市民の移動手段として必要なものです。

このことから、防府市では「地域公共交通網形成計画」に沿って、持続可能な交通ネットワークの構築に取り組んでおられるところですが、バス路線の再編や周辺地域に限定した計画が中心となっており、市街地循環線の検討も進んでいません。

防府市内は、民間バス路線がJR防府駅を起点に放射線状に運行され、これを横断（クモの巣状、梯子状）する路線がないため、違う路線方面に向かう場合、防府駅で乗り換える必要があり、所要時間と運賃の両面からバス利用者の減少や自家用車の増加による道路混雑を招く一因となっています。

市内には、地域核や学校・病院・観光スポットなど公共交通を必要とする場所も多くあり、これらの地点を連結することは、公共交通での移動可能範囲の拡大をもたらすことから、市内の交通網全体を検討するための重要な観点であると考えます。

については、コミュニティバス等による既設路線を横断する路線の運行実現に向けて、積極的な取組を開始されるよう要望します。

【回答】

防府市地域公共交通網形成計画の早期実現を目指し、住民や公共交通に関わる全ての関係者が参加する防府市地域公共交通活性化協議会にお諮りしながら、地域公共交通の再編を進めており、これまでも、現在玉祖地域におけるデマンドタクシーの実証運行や地域住民と企業利用者に適した小茅線のダイヤ再編を実施するとともに、市周辺地域の実情に応じた交通サービスの検討、協議を行っています。

御要望の公共交通については、近年の路線バス利用者の減少に加え、それ以上に運行の担い手となる運転士の不足が課題となっております。

こうした状況ではありますが、コミュニティバス等による既設路線を横断する路線の運行につきましては、現在進めている新庁舎の移動手段の確保とあわせ検討を行い、総合計画に方向性が示せるよう努めてまいります。

【要望6】 仮称「住民参加による協働のみちづくり」地域支援制度の創設について

防府市では、市道・農道・法定外公共物（赤線・青線）・市管理河川の草刈り作業について、刈刃・燃料の支給制度が設けられており、自治会等の利用件数も増加しつつあると聞いております。

しかし、自治会等の団体が自主的に地域の道路管理を行おうとすれば、草刈り・低木の剪定・除草剤の散布・路面堆積土の除去などの作業が必要であり、作業用の機器や支給数量を超えた物品はすべてが作業をする側の負担となり、機器の購入費や燃料費も相当な金額となっています。

また、中心市街地等では、作業に必要な機器が揃わないという実情もあります。

については、住民による環境美化意識の推進を図るため、行政と協働して自主的に道路等の維持管理を行う自治会等の団体を対象に、必要な機器の貸し出しや物品等の実費を助成する、仮称「住民参加による協働のみちづくり」地域支援制度の創設を提案します。

【回答】

市道、農道、法定外公共物、市管理河川等の維持管理につきましては、日頃より地域の多くの皆様のボランティア活動による草刈りや舗装修繕作業により快適な道路環境が保たれていることに際し、改めて感謝申し上げます。

お示しの地域支援制度は、住民の皆様が愛情をもって、環境美化活動に取り組んでいただくためにも重要であると考えています。

市におきましては、現在、市管理河川の浚渫を実施しておりますが、市道、農道、法定外公共物、市管理河川等のその全てを市で維持管理することは困難であり、市民の皆様の御協力が不可欠でございます。

現在は、「道路維持用資材支給制度」、「農道等維持用資材支給制度」、「河川維持用資材支給制度」と資材支給等という形で、道路課・農林漁港整備課・河川港湾課がそれぞれ支給制度を設けておりますので、わかりにくくなっていると思いますので、まずは、窓口の一元化に取り組んでいきたいと考えております。

その上で、市民の皆様の御意見もしっかりお聞きしながら、今後より良い制度を考えてまいります。

【要望7】電線類の地中化について

防府市役所の新庁舎については、現在地での建て替えに向けた取組が進められているところですが、市役所への重要なアクセスルートであるJR防府駅南側幹線道路の大林寺伊佐江線及び大林寺勝間線は、電線等の地中化が進んでいないため成長した街路樹の中を電線類が通っている状況にあり、台風や地震の発生時に倒木による電線類切断や交通の遮断が危惧されます。

この路線の電線等地中化は、景観上のみならず、車と歩行者の安全空間確保や都市防災力の強化にもつながりますので、早期の実現を要望します。

【回答】

電線類の地中化につきましては、台風等による電柱の倒壊もなく、防災上のメリットや良好な景観の形成に寄与するものと考えております。

このため本市では、都市再生整備事業により天満宮前の景観も考え、市道新橋阿弥陀寺線の電線類地中化を終えたところです。

今後につきましては、中心市街地や防府駅周辺の街づくりの中で検討しており、お示しの大林寺伊佐江線及び大林寺勝間線についても今後総合的に検討することにしております。

【要望 8】路面標示（区画線、道路標示）の適正な管理について

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により道路（県道、市道、里道等を問わず）に設置された路面標示の劣化が著しい箇所が多数見受けられます。

区画線（道路管理者所管）や道路標示（県公安委員会所管）は、交通事故防止と交通安全対策上、大変重要な標示となりますので、次のとおり要望します。

- ①市管理の区画線等については、速やかに修復するとともに、他機関、特に山口県公安委員会の設置した道路標示（規制標示・指示標示）については、修復工事の迅速・確実な実施を要請すること。
- ②自治会等からの苦情相談については、道路管理者の誰彼に拘わらず、道路全般についての窓口として、引き続き一元的に対応すること。
- ③担当職員によるこまめな点検のみならず、それ以外の職員等からも道路全般にわたる情報提供が行われるよう徹底を図ること。

【回答】

道路における区画線や道路標示は、市民の皆様の安全安心のために大変重要なものであると認識しております。

市管理の区画線や道路標示の劣化箇所につきましては、引き続き早期の塗り直しを行ってまいりますとともに、特に新年度は、更に園児の安全確保として、キッズゾーンとしての整備も進めてまいります。

また、山口県公安委員会（警察）が管理する区画線や道路標示等につきましては、引き続き強く要請してまいります。

なお、市民の皆様や自治会からの道路行政相談につきましては、国・県・市の管理にかかわらず、これまでどおり道路課内の道路相談室が一元的な窓口として対応してまいります。

現在、市職員により通勤時や業務外出中において道路異常の早期発見に努めておりますが、よりよい道路の維持管理に向けて、地域の皆様からも、道路全般に関する情報提供につきまして、御遠慮なく申し出ていただきますようお願いいたします。

【要望9】野犬等の対策について

もともと人に飼われていた犬を野犬にしたのは市民であり、その犬に安全をおびやかされているのもまた市民です。

野犬対策については、市へ要望を重ねておりますが、捕獲等の取り組みにもかかわらず、生息域は周辺地域にも拡大しつつあります。

また、市内には野犬以外の猫・その他の動物も多数生息しており、市民からの苦情が寄せられています。

ついては、防府を「住みたい・住み続けたいまち」とするため、人と動物が共生するための対策を次のとおり要望します。

- ①飼い主のない、野外を彷徨する動物の増加を防止するため、動物の所有者及び占有者への飼養・管理義務、販売業者による終生飼養確認義務、所有者が管理しない動物への餌やり禁止等、必要な事項を含む条例を制定すること。
- ②山口県に対して野犬の捕獲対策強化を要請するとともに、NPO法人等と連携するなどして、飼い主のない、野外を彷徨する犬・猫・その他の動物の減少につながる対策を講じること。

【回答】

令和2年6月1日施行の「動物の愛護及び管理に関する法律」では、都道府県が行う指導等の対象となる行為に「動物への給餌若しくは給水に起因して周辺の生活環境が損なわれている場合」も加えられました。

具体的には、野犬・飼い主のいない猫に餌を与えることで周辺の生活環境が損なわれている場合には、県の指導、勧告、命令の対象となること、命令に違反した場合には50万円以下の罰金に処することなどが規定されました。

これを契機に、市といたしましては、保健所と一体となって、野犬・飼い主のいない猫の対策に取り組んでまいります。

また、市では、県に対し狂犬病予防法に基づく野犬の捕獲を実施する野犬対策の強化について要望しており、このたび新年度の県予算で防府地域の捕獲器の追加配備が行われることになっております。